

南アルプス市
下水道事業経営戦略

令和2年 11 月

南アルプス市 企業局

目 次

はじめに	1
第1章 事業の現状と課題.....	2
1 汚水処理の現状	2
2 財務状況.....	7
3 経営指標による分析.....	10
4 本市下水道事業における課題.....	13
第2章 経営戦略の策定.....	14
1 経営戦略の基本方針.....	14
2 投資・財政計画の策定.....	15
3 経営戦略の事後検証、改定等について.....	19
おわりに・・・.....	20
参考資料(経営戦略 総務省様式).....	21
参考資料(補足資料).....	30
参考資料(用語解説).....	31

はじめに…

□ 背景と目的

下水道はまちづくりの基幹施設といわれており、公共用水域の水質保全、生活環境の改善(汚水の排除)等の役割があります。

このように、下水道事業は、洗濯や台所の水、し尿を、下水道管を通じて下水処理場に集め、一括浄化処理することにより、河川などを汚さず快適な環境づくりと水資源の保全につながります。

本市の下水道事業は、昭和 61 年度に釜無川流域関連公共下水道として着手し、平成 5 年に一部供用を開始し整備を進めてまいりましたが、平成 31 年 3 月末の市の下水道普及率は 48.8 パーセントと、生活排水処理施設整備構想で位置付けた目標に達しておらず、依然として多くの未整備区域が残されている状況です。

また、今後、人口減少や節水型機器の普及による下水道使用料収入の減収等、公共下水道事業を取り巻く環境が益々厳しくなると予想されます。日常生活に欠くことのできない下水道サービスを維持していくためには、未整備区域の解消だけでなく、施設の耐震化、今後老朽化する施設の計画的な改築等も必要不可欠であり、そのためには適正で効率的な管理・運営が求められます。

このような状況のもと、下水道事業の健全経営を実行していくため、これまでの諸計画を踏まえ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ることを目的に、南アルプス市下水道事業経営戦略を策定することにいたしました。

□ 計画期間

経営戦略では、施設・設備投資の見通しである「投資計画」と、支出の財源見通しである「財源計画」を均衡させた「投資・財政計画」が中心となります。この「投資・財政計画」に沿って経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組んでいきます。

下水道事業に必要な施設を保有しつつ健全経営を行っていくためには、中長期的な視点で経営基盤の強化等に取り組むことができるよう、計画期間については、令和2年度から令和 11年度までの 10 年間とします。

第1章 事業の現状と課題

1 汚水処理の現状 (1) 施設の状況と計画 について

①汚水処理計画

本市の下水道事業は、昭和 61 年度に釜無川流域関連下水道として着手し、平成 5 年に一部供用を開始しました。本市の公共下水道は、市全域が汚水と雨水を別の管に流す分流式下水道を採用しています。本市の下水は、富士川町の釜無川浄化センター(県が管理)に集められ、浄化処理され坪川に放流されます。

表 汚水計画

項目	施設概要
事業着手年月日	昭和 62 年 2 月 23 日
供用開始年月日	平成 5 年 4 月 1 日
処理場名	釜無川浄化センター(県が管理)
整備面積/事業計画面積	1,305.0ha/2,895.0ha
管渠延長	約 315 km

生活排水処理施設整備構想にて位置付けている整備目標は、以下のとおりです。下水道普及率は、令和 7 年度で 67.5%を目標としていますが、現在、50%にも達成していない状況です。

表 整備目標

項目	現況 (平成 30 年度)	中期目標 (令和 7 年度)	長期計画 (令和 17 年度)
行政人口	71,602 人	69,750 人	67,230 人
処理区域内人口	34,915 人	47,050 人	55,710 人
下水道普及率	48.8%	67.5%	82.9%
整備面積	1,305ha	1,796ha	2,366ha

②施設の状況

本市の公共下水道事業は着手してから 30 年余りが経過しており、近い将来には施設の老朽化も懸念されることから、ストックマネジメント計画を策定し、効率的な改築更新を行う必要があります。

また、白根南原団地に設置されている下水処理施設(コミプラ)については、従前から公共下水道に接続するものとされ、施設の老朽化による異臭発生等の問題もあることから、早急な対応が必要となっています。

そのほか、近年多発している地震への対応として、管渠施設の液状化対策(マンホール浮上防止)も必要となります。

用語:釜無川流域下水道、釜無川浄化センター、坪川、管渠、処理区域内人口、下水道普及率、

ストックマネジメント計画、コミプラ、マンホール浮上

(2) 人口と水量

①下水道普及率

平成 31 年 3 月末の下水道普及率は 48.8%と生活排水処理施設整備構想にて位置付けられた目標値 53%に対して低い値となっているため、下水道普及率向上に向けて一層の努力が必要です。

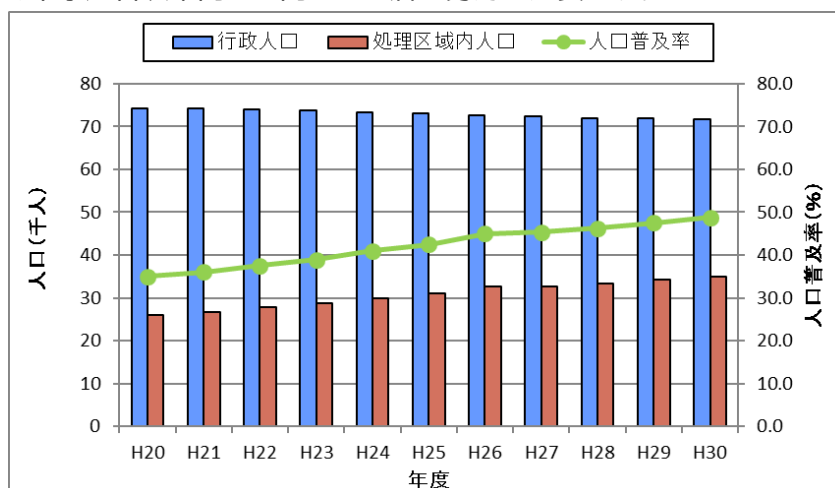


図 下水道普及率の推移

②水洗化人口

平成 31 年 3 月末の市の水洗化率は 87.4%となっており、毎年徐々に増加し続け、同規模都市、約 86%と比べて同程度となっています。

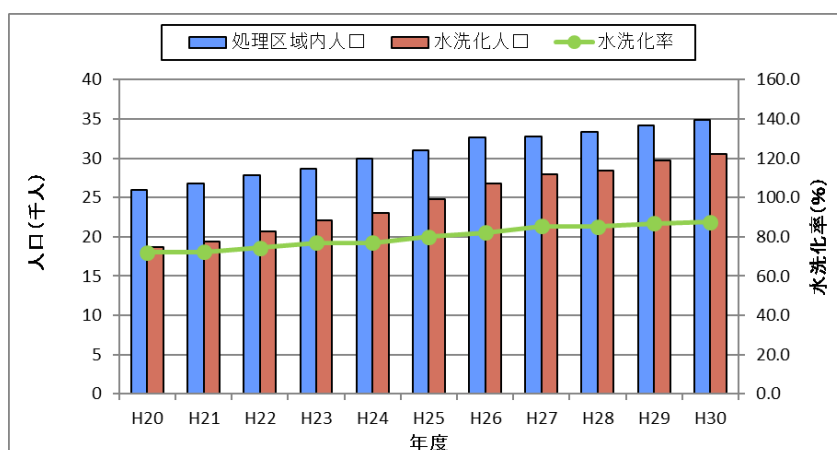


図 水洗化人口の推移

③有収水量

有収水量は平成 24 年度以降、増加傾向にあります。有収率も 95%を超えており、全国平均(平成 30 年度 公共下水道事業平均 81.4%)より高い数値となっています。

また、1 人当たりの有収水量については減少傾向にあり、市民ひとりひとりの節水の意識の向上や、節水機器等の使用が要因と考えられ、将来的にはその動向が、将来の有収水量の動向に影響を与えることに留意が必要です。

※平成 27 年度の数値が大きい要因は、下水道一体化により水量値が 14 カ月分となっていることによるものです。

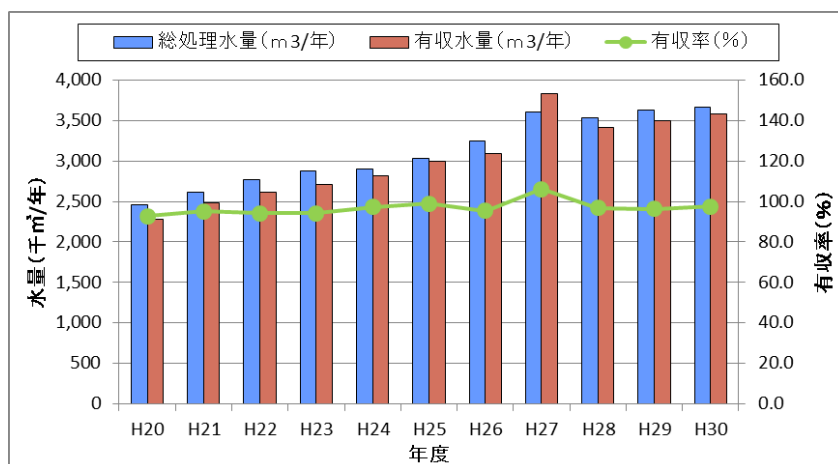


図 総処理水量・有収水量の推移

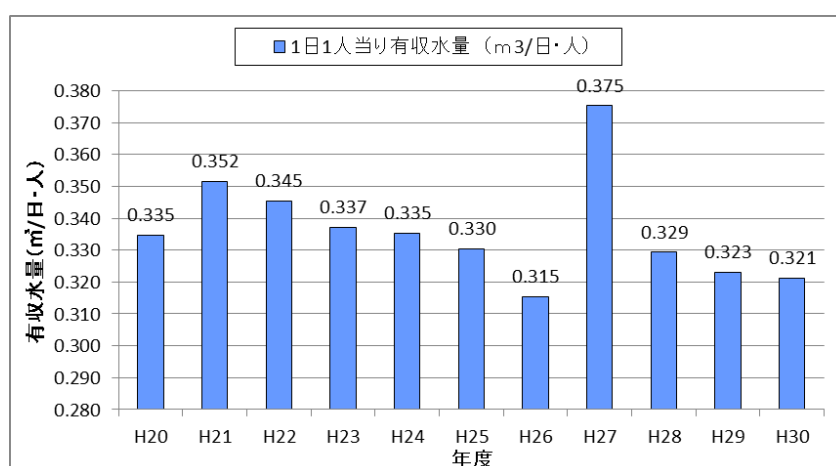


図 1日1人当り有収水量の推移

(3) 投資

下水道施設における投資の状況をみますと、管渠費は平成 28 年度を除き 8 億円程度で推移しています。

本市の下水道事業は、釜無川流域関連の下水道事業であるため、処理場としての投資は計上されておりませんが、流域下水道建設負担金が毎年計上されています。

今後も継続的に下水道整備を行う予定であり、同額程度の投資額となる見込みです。

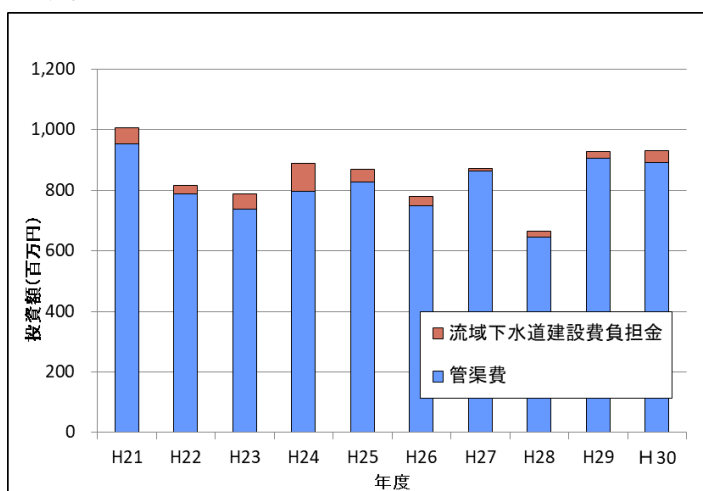


図 単年度投資額の推移

(4) 整備面積

下水道施設の整備面積の状況をみますと、毎年 30ha 程度、整備が進められています。

今後も同程度の整備を行う予定です。

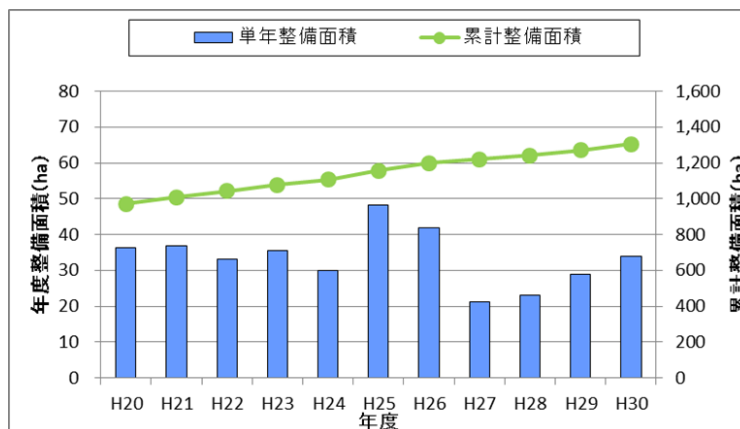


図 整備面積状況の推移

(5) 維持管理費

維持管理費は増加傾向にあり、その中でも、大部分を占める流域下水道維持管理負担金が大きく増加しています。

整備区域の拡大による処理水量の増加に伴い、維持管理費は今後も増加する見込みです。

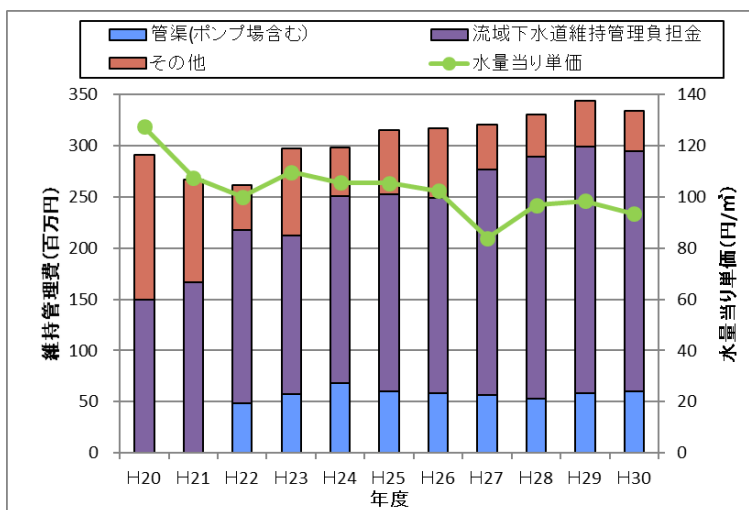
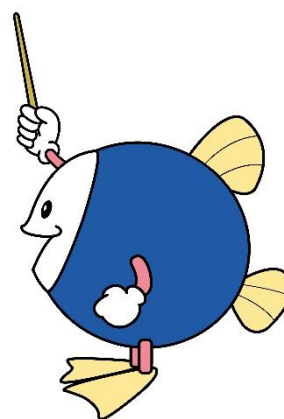


図 維持管理費の推移



2 財務状況

(1) 収支状況

下水道事業の財務状況は次のとおりです。

収支については、緩やかな増加傾向にあります。

① 歳入

歳入については、平成 30 年度は約 24 億円となっています。一般会計繰入金及び起債、使用料及び手数料による収入が主な収入です。

平成 30 年度では、一般会計繰入金が約 11 億円と全体の 46%を占めており、次いで起債が約 6 億円、使用料及び手数料が約 3 億円となっています。

表 歳入の推移

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
分担金及び負担金	112	71	90	67	64	101	125	64	68	54	59
分担金											
負担金	112	71	90	67	64	101	125	64	68	54	59
使用料及び手数料	203	219	231	239	251	265	281	351	318	327	309
使用料	201	218	229	238	249	263	279	350	316	326	308
手数料	2	2	2	2	1	2	2	2	2	1	1
国庫支出金	363	369	264	295	323	347	275	254	147	171	235
財産収入	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
寄附金	1	1	1	1	0	0	1	0	1	0	0
繰入金	1,004	1,031	1,461	1,000	1,015	1,052	1,073	1,075	1,085	1,098	1,135
一般会計繰入金	982	1,030	1,461	995	1,015	1,046	1,073	1,075	1,085	1,098	1,135
基金繰入金	22	1	0	5	0	6	0	0	0	0	0
繰越金	23	30	6	17	33	27	32	66	63	28	21
諸収入	22	0	1	1	19	1	2	7	5	1	13
雑入	22	0	1	1	15	1	2	6	5	0	13
延滞金、加算金及び過料	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
受託事業収入	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0
市債	819	974	447	430	475	447	425	550	479	722	637
合計	2,545	2,694	2,499	2,050	2,180	2,239	2,212	2,365	2,164	2,400	2,408

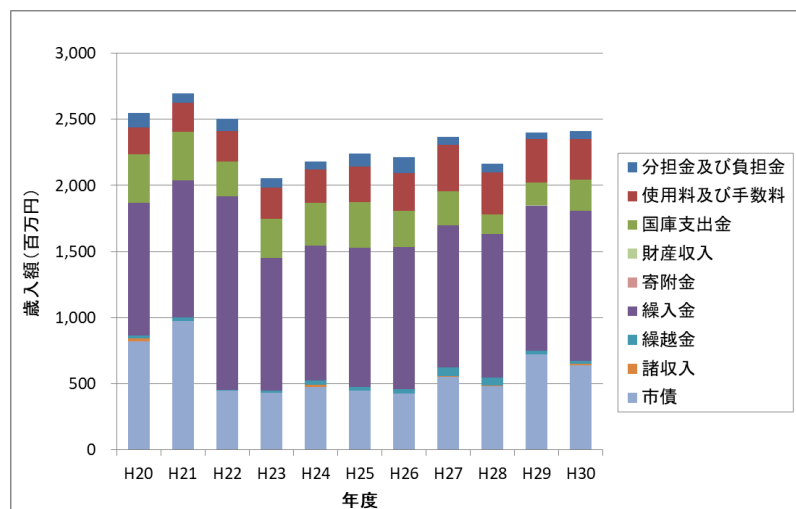


図 歳入の推移

② 歳出

歳出については、平成 30 年度は、下水道費は約 13 億円と全体の 54%を占めており、次いで、公債費が約 11 億円となっております。

下水道費、公債費ともに、平成 23 年度以降、増加傾向にあります。

表 歳出の推移

単位：百万円

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
下水道費	1,261	1,266	1,077	1,086	1,186	1,184	1,097	1,195	1,014	1,293	1,290
総務管理費	291	267	262	298	298	316	317	324	351	364	360
公共下水道事業建設費	933	946	787	736	797	828	749	862	644	906	891
流域下水道事業負担金	36	53	28	52	90	40	31	9	19	23	38
公債費	1,254	1,415	1,405	931	967	1,003	1,026	1,038	1,052	1,060	1,084
元金	844	1,022	1,039	579	622	668	702	728	761	786	827
利息	410	393	366	353	345	335	324	310	291	274	257
基金積立金	1	1	1	1	1	20	23	69	70	26	0
予備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	2,516	2,681	2,482	2,017	2,152	2,206	2,146	2,302	2,137	2,378	2,374

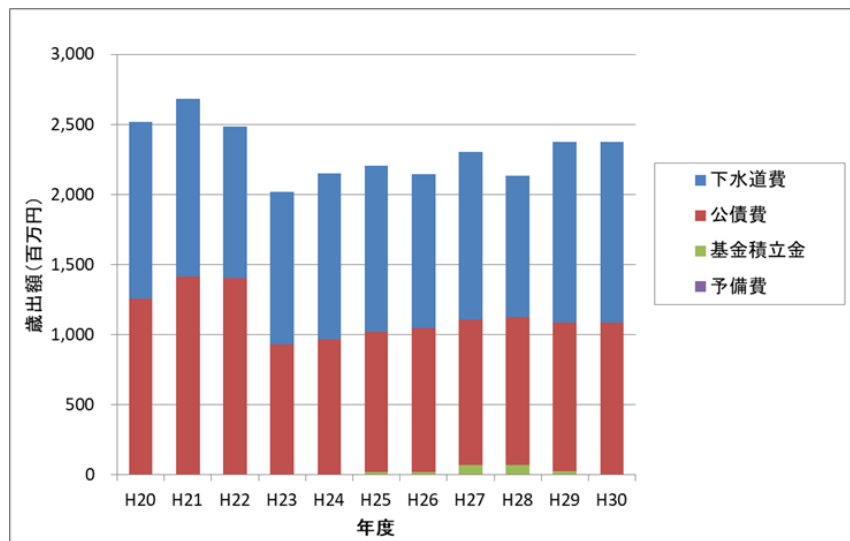


図 歳出の推移

(2) 下水道使用料

下水道使用料は、下水道整備に伴う有収水量増に伴い、増加傾向にあります。(※H30は打切り決算により一時的に減少しています。)

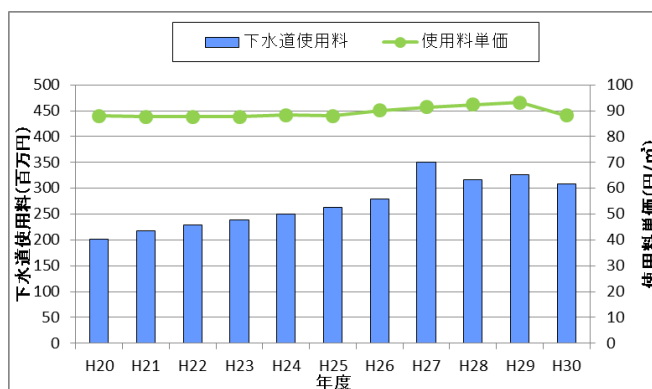


図 下水道使用料の推移

(3) 一般会計繰入金

一般会計繰入金は増加傾向にあります。

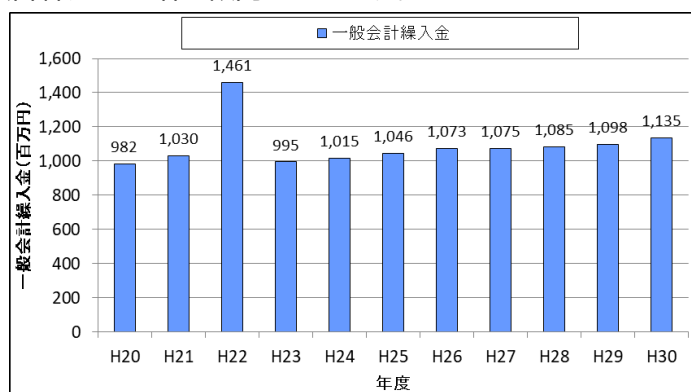


図 一般会計繰入金

(4) 企業債

平成30年で約137億円ありますが、企業債残高は減少傾向ではありません。

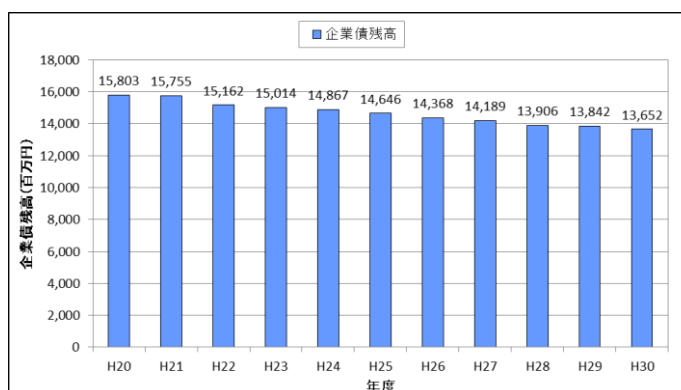


図 企業債残高

用語：下水道使用料単価、一般会計繰入金、企業債

3 経営指標による分析

(1) 経費回収率と 汚水処理原価

① 経費回収率

経費回収率は、使用料収入で賄うべき汚水処理費に対する使用料収入の割合を示します。

$$\text{経費回収率(\%)} = \frac{\text{下水道使用料(円)}}{\text{汚水処理費(円)}} \times 100$$

前述にもあるとおり、下水道使用料が増加傾向にあるため、経費回収率も緩やかではありますが増加傾向にあります。(※平成30年度は打切り決算により一時的に低下しています。)

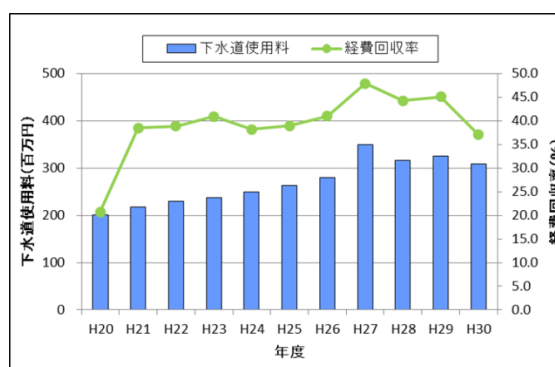


図 経費回収率の推移

② 汚水処理原価

汚水処理原価は、汚水処理に要するコストの水準を示すもので、次のように算出します。

$$\text{汚水処理原価(円/m}^3\text{)} = \frac{\text{汚水処理費(円)}}{\text{有収水量(m}^3\text{/年)}}$$

汚水処理原価は、平成21年度に急激に減少し、その後はほぼ横ばい傾向にあります。

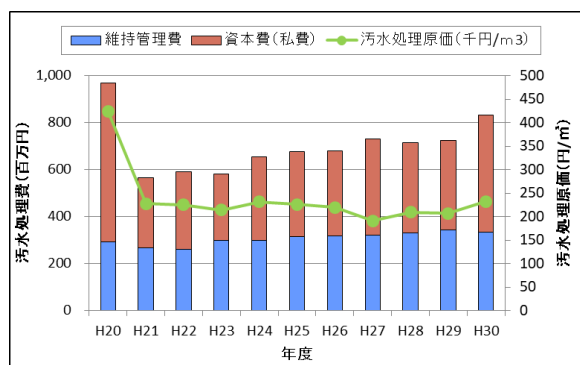


図 汚水処理原価の推移

(2) 経営分析

以上を踏まえて、南アルプス市の経営比較分析を行いました。

分析にあたっては、

i) 同規模都市平均

ii) 全国平均

との比較を行いました。

①経費回収率

平成 30 年度の経費回収率は、37.06%と同規模都市平均や全国平均と比べ半分以下と非常に低い状況にあり、使用料収入で賄えない污水处理費は一般会計繰入金に依存している状況です。要因として、使用料の設定が低いことや污水处理原価が高いことが考えられます。

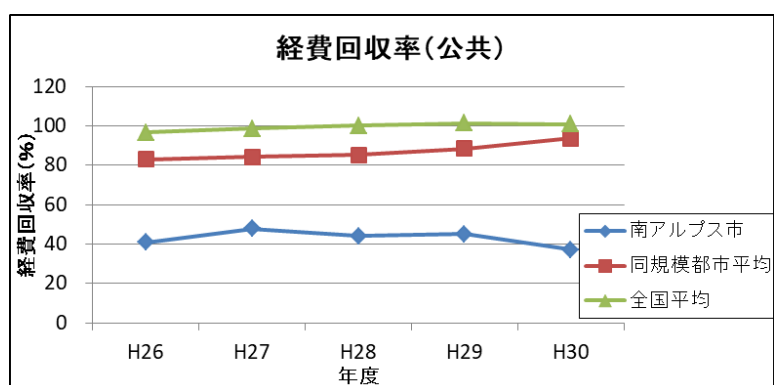


図 経費回収率

②污水处理原価

平成 30 年度の污水处理原価は、232.15 円/m³と同規模都市平均や全国平均と比較して、高い状況にあります。

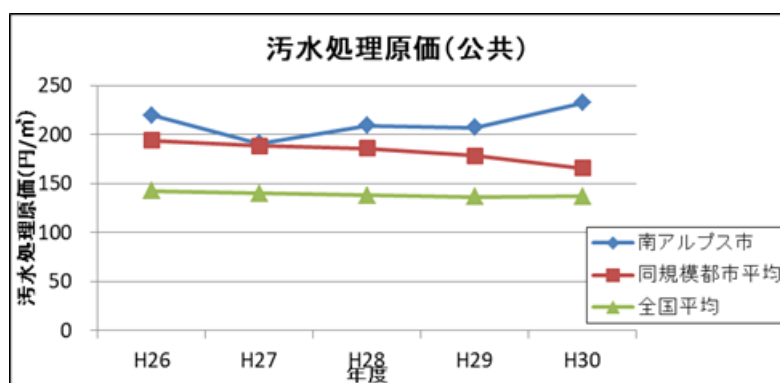


図 污水处理原価

③水洗化率

平成 30 年度の水洗化率は、87.44%と全国平均と比べると低い状況ですが、同規模都市平均とほぼ同程度です。水質保全や安定した使用料収入の確保のため、水洗化率の向上に努め、100%に近づける必要があります。

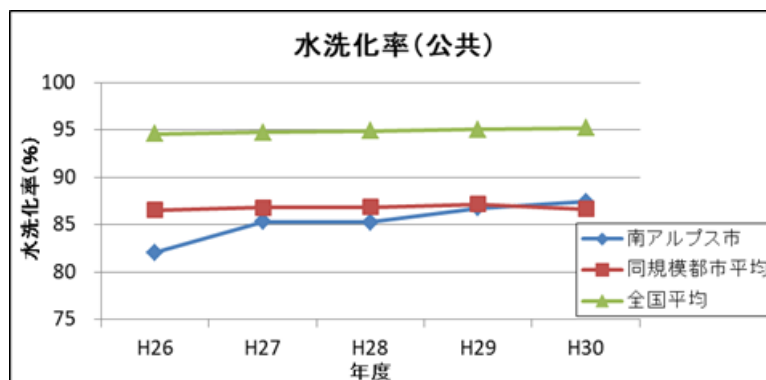


図 水洗化率

④使用料単価

平成 30 年度の使用料単価は、88.11 円と同規模都市平均や全国平均と比較して、約 6 割程度と非常に低い状況です。

使用料単価は、低い方が利用者にとっては良いですが、汚水処理原価を回収できていない状況では、適正な使用料単価とは言えません。

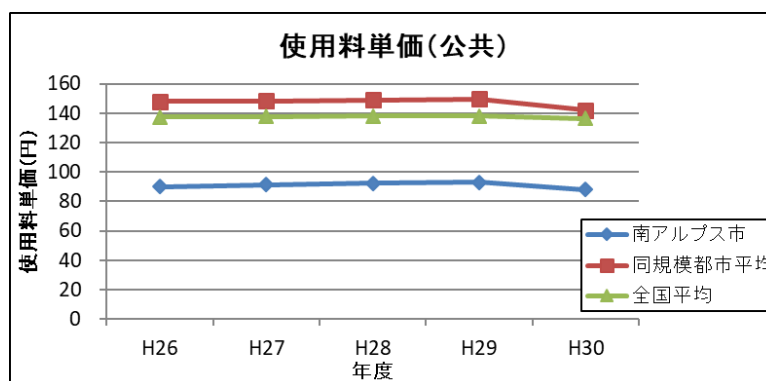


図 使用料単価

※使用料単価(円/㎡) = 使用料収入(円) / 年間有収水量(㎡)

4 本市下水道事業 における課題

南アルプス市の下水道事業における課題として、以下の3つが挙げられます。

★ 各種取組みの必要性 !!

南アルプス市下水道事業では、事業計画に掲げているとおり、以下のような各種事業に取り組む必要があります。

- ①管渠整備 ⇒ 汚水処理区域の拡大
- ②老朽化対策 ⇒ コミプラ区域の老朽化対策、
ストックマネジメント計画の策定
- ③地震対策 ⇒ マンホール浮上防止対策工事
- ④コミプラの接続 ⇒ 白根南原団地の公共下水道への接続

★ 経費回収率が低い !!

同規模都市平均と比べると、経費回収率が半分以下であり、現在は汚水処理に係る費用が一般会計繰入金に依存している状況です。

汚水整備区域の拡大による有収水量増に伴い、使用料収入も増加を見込んでいるため、経費回収率は向上する見通しですが、100%には達しないため、収入確保のための取組が必要です。

★ 水洗化率が低い !!

水洗化率は100%に達しておらず、また、全国平均と比べると低い状況です。

水質保全等の環境面への効果や使用料収入の増加等を図るため、水洗化率向上の取組みが引き続き必要といえます。

第2章 経営戦略の策定

これまでに述べた課題等を踏まえて、今後の南アルプス市の下水道事業における経営の方針を示す「南アルプス市下水道事業経営戦略」を策定しました。

「南アルプス市下水道事業経営戦略」には、以下の事項を盛り込んでいます。

1 経営戦略の基本方針

南アルプス市の下水道事業の経営戦略基本方針として、以下の5つを挙げました。

★汚水処理区域の拡大

■汚水処理の推進のため、汚水処理区域を拡大するための施設整備を推進します。なお、適正な汚水処理計画については、引き続き検討を行うものとし、令和2年度より、全体計画、事業計画、アクションプラン等について、随時検討を進める方針です。

★下水道の機能維持のための取り組み

■地震対策や老朽化対策等、下水道の機能を将来も維持するための事業に積極に取り組みます。

★経営の健全化

■下水道事業の経営健全化を図るため、今後、下水道使用料の見直し等の検討を行うとともに、一般会計繰入金への過度な依存を解消し自主性の高い経営を目指します。

★水洗化率の向上

■水洗化率の向上を目標に、住民への広報活動等を実施します。

★各種政策への取り組み

■下水道事業を持続するために、国が打ち出す「PPP/PFI」や「広域化・共同化・最適化」等の施策に、県と連携して取り組んでいきます。

2 投資・財政計画の策定

経営戦略を策定する際には、将来の収支計画である「投資・財政計画」を策定し、下水道事業が持続可能かを、財政的な観点から検証する必要があります。

「南アルプス市下水道事業経営戦略」における「投資・財政計画」の概要は以下のとおりです。

(1) 計画期間

令和2年度から令和11年度までの10年間とします。

(2) 整備計画

①処理区域内面積・人口

本市における下水道新規整備事業は普及率が50%弱であることから、引き続き事業を推進していく必要があります。汚水処理の推進にあたっては、「南アルプス市汚水処理施設整備構想(平成27年度策定)」に基づき、全体計画の見直し及び汚水処理区域を拡大していきます。これにより、処理区域内人口は増加し、普及率の向上が見込まれます。

②水洗化率

水洗化率については、積極的に広報活動等を実施することにより向上を見込んでいます。

③処理水量・有収水量

汚水処理区域の拡大及び水洗化率の向上により、下水道に接続する人口も増加する見込みであるため、使用水量も増加する見込みです。

(3) 資本的収支

①建設改良費

今回策定した投資・財政計画で見込んでいる建設投資は以下のとおりです。

i)新規管きよ整備(汚水)・・・下水道未普及解消のため

ii)新規管きよ整備(雨水)・・・雨水整備、浸水対策のため

iii)流域下水道建設負担金

iv)総合地震対策・・・マンホールトイレの設置や下水道施設の耐震化

v)ストックマネジメント事業

・・・下水道施設の老朽化対策。中長期的な視点で施設の状態を予測し、改築計画を策定することで全体の事業費を削減する手法により実施予定

用語：資本的収入・支出、汚水処理内面積、汚水処理内人口、処理水量、有収水量、建設改良費、マンホールトイレ、耐震化、改築

(4) 収益的支出

②企業債元金償還

企業債・元金償還については、7～9 億円/年程度かかる見込みです。

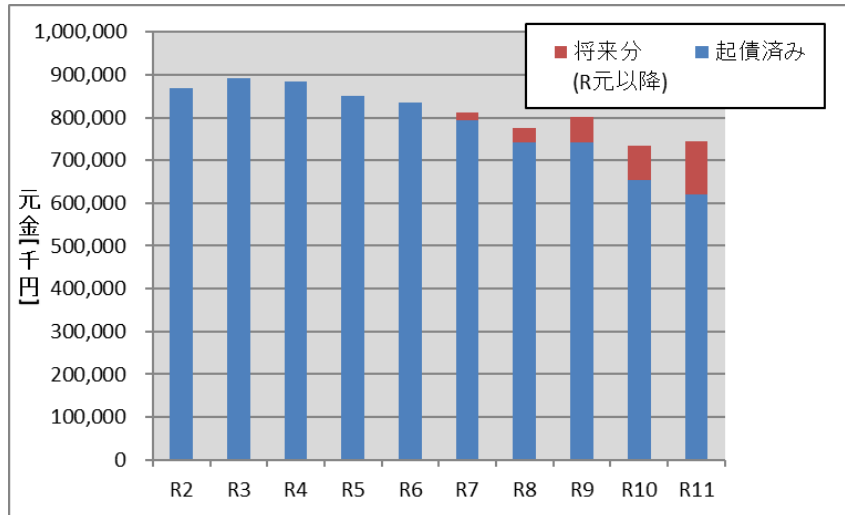


図 起債償還費の推移

① 維持管理費

下水道整備が進むにつれ、維持管理に必要な経費も増加します。よって、維持管理費については、令和 11 年で約 5 億円となる見込みであり、特に流域下水道維持管理費負担金は大きく増加する見込みです。

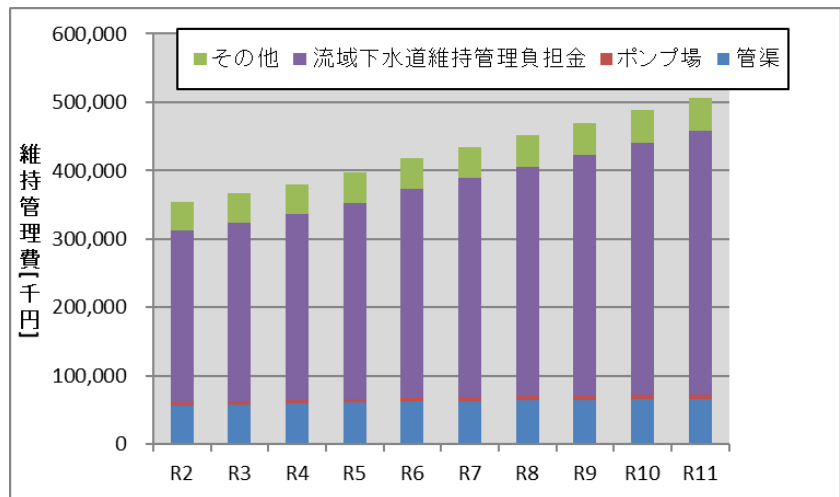


図 維持管理費

②減価償却費

下水道整備が進むにつれ、減価償却費についても増加していく見込みです。

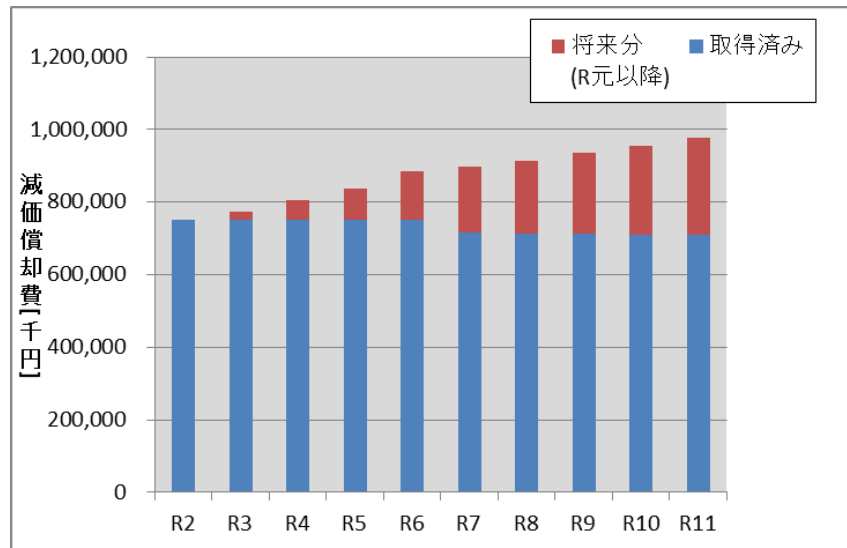


図 減価償却費の推移

③企業債利息

企業債利息は減少傾向にあり、令和 11 年で約 1.8 億円となる見込みです。

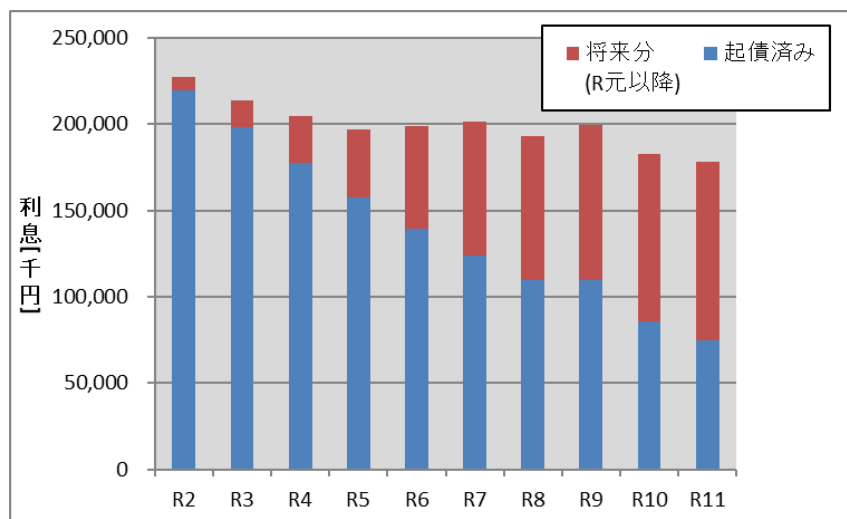


図 企業債利息

(5) 収益的収入

①使用料収入

使用料収入については、汚水整備区域が拡大するため、有収水量が増加し、増える見込みです。なお、使用料収入は、現行の使用料体系を継続することを想定しています。

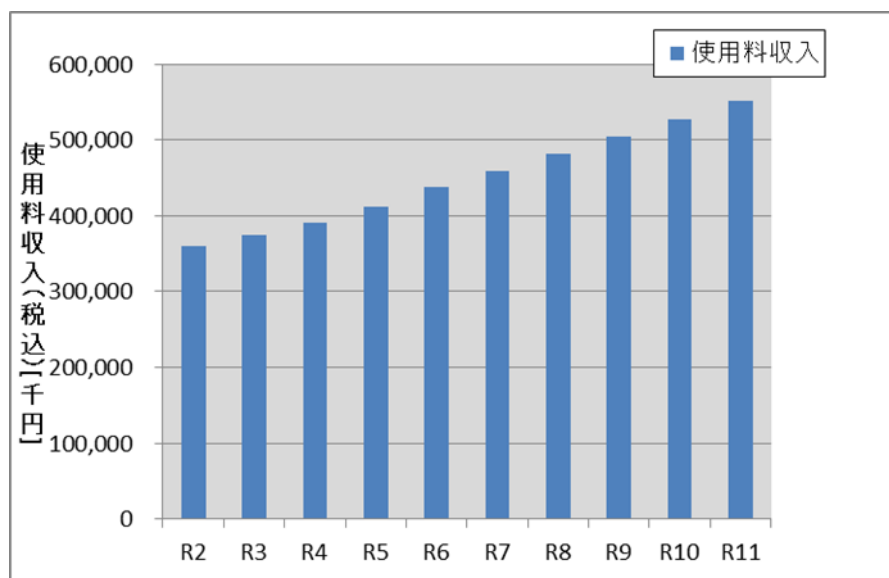


図 使用料収入

②長期前受金戻入

長期前受金戻入については、増加する見込みです。

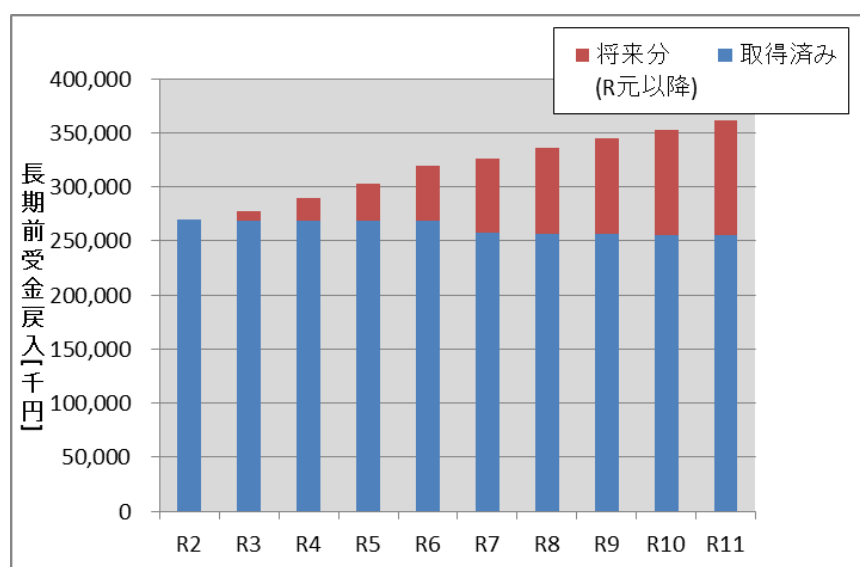


図 長期前受金戻入

用語：長期前受金戻入

(6) その他の取り組み

「南アルプス市下水道事業経営戦略」では、国が策定したガイドラインに基づき、次のような取り組みについても言及しています。

①広域化・共同化・最適化について

「最適化」として、汚水処理施設整備構想に基づく、汚水整備の推進やコミプラの公共下水道への接続等を実施。

②投資の平準化

ストックマネジメント計画(R4 より策定予定)を策定し、平準化を加味した改築事業を実施。

③民間活力の活用(PPP/PFI)について

国や他自治体等における導入状況等を踏まえて、必要に応じて検討を行う方針。

④使用料の見直しについて

経営健全化のための取り組みとして、今後使用料改定の検討に着手する方針。

⑤各種コスト縮減について

今後も継続してコスト縮減に取り組む。また、人件費については、組織形態、業務量等との整合性を図ったうえで適正化を検討。

3 経営戦略の事後
検証、改定等につい
て

国が策定したガイドラインでは、経営戦略の策定後についても進捗管理や3～5年ごとに見直しを行い、PDCAサイクルを働かせることの必要性が謳われています。

「南アルプス市下水道事業経営戦略」についても、これに準拠し、5年ごとを目途として、事業の現状分析、投資・財政計画(収支計画)、及び経営戦略の見直し等を行う方針としています。

おわりに…

南アルプス市の下水道事業は、昭和 61 年度に事業着手して以来、公共用水域の水質保全や生活環境の改善等の面で、非常に重要なインフラとしての機能を担ってきました。

しかしながら、急激な人口減少に伴う収入減や様々な建設への投資など、下水道事業を取り巻く状況は年々厳しい状況となっています。

また、南アルプス市下水道事業は、平成 31 年4月に、総務省の方針に基づき地方公営企業法の適用を行い公営企業会計を導入しましたが、これを契機に経営状況の分析を行ったところ、経費回収率の低さなどの課題が抽出され、南アルプス市下水道事業としても経営健全化に取り組む必要性があることが明らかとなりました。

今回策定した「南アルプス市下水道事業経営戦略」は、下水道事業を取り巻く厳しい状況においても、今後も下水道事業を持続可能なものとするための様々な施策を盛り込んだものとなっており、これに基づいて、「汚水処理の推進」や「地震対策」などの建設事業への投資を行うとともに、経営健全化のための財政的な取り組みを実施していく方針です。

今後も南アルプス市の下水道事業は、市民のよりよい生活環境づくりに貢献できるように、努力してまいります。

参考資料（経営戦略 総務省様式）

これまでの経営戦略の内容について【総務省様式】にて示します。

南アルプス市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 山梨県南アルプス市

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 令和 2 年 11 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 11 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成5年度 (経過年数26年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	平成31年4月より 法適用(全部適用)
処理区域内人口密度	26.8人/ha	流域下水道等への 接続の有無	有
処 理 区 数	1処理区(釜無川処理区)		
処 理 場 数	なし		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	広域化 : 釜無川流域下水道への接続。 (韮崎市・甲斐市・中央市・市川三郷町・富士川町・昭和町・南アルプス市の7市町) 共同化 : 未実施 最適化 : 未実施		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
 「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
 「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	使用料金体系の概要 ・現行の使用料体系は平成15年4月1日に改定。 ・一般家庭用と業務用との区別はなく、二部使用料制(基本使用料と従量使用料)と累進使用料制度(3段階)としている。				
業務用使用料体系の 概要・考え方	設定なし。				
その他の使用料体系の 概要・考え方	公衆衛生の向上の観点より一般家庭用使用料体系とは別に、公衆浴場及び臨時用を別途設定。				
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成28年度	1,670 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成28年度	1,651 円
	平成29年度	1,670 円		平成29年度	1,906 円
	平成30年度	1,670 円		平成30年度	1,762 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	南アルプス市の下水道事業は、企業局内に属しており、損益勘定職員6名、資本勘定職員4名の計10名。
事業運営組織	<p>下水道事業の運営組織は以下のとおり(H31年4月1日施工)。</p> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> 上下水共通 下水道 上水道 </div>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	<p>ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)</p> <p>イ 指定管理者制度</p> <p>ウ PPP・PFI</p>	現在下水道事業では活用していないが、今後積極的に活用を検討する。
資産活用の状況	<p>ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4</p> <p>イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5</p>	特になし。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
 *5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付。

経営比較分析表（平成30年度決算）

山梨県 南アルプス市

事業名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報	面積 (km ²)	人口 (人)	人口密度 (人/km ²)
法非適用	下水道事業	公共下水道	B42	非設置	264.14	71,958	272.05
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	有収率 (%)	1か月20m ³ 当たり家庭単価 (円)	処理区域面積 (km ²)	処理区域人口 (人)	処理区域人口密度 (人/km ²)
-	該当数値なし	48.76	91.59	1,670	13.05	34,915	2,675.48

グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 平成30年度全国平均

分析欄

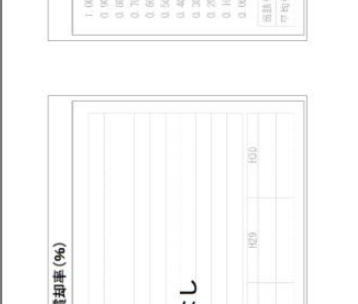
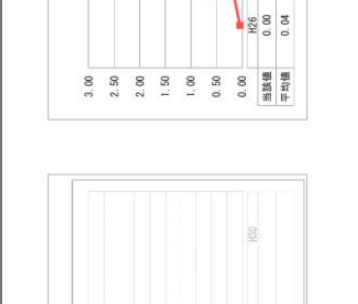
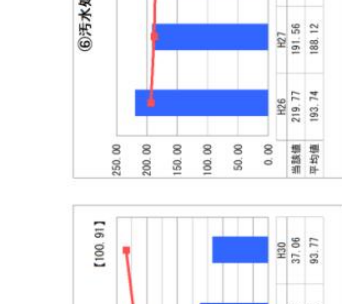
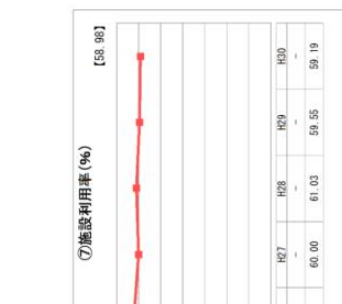
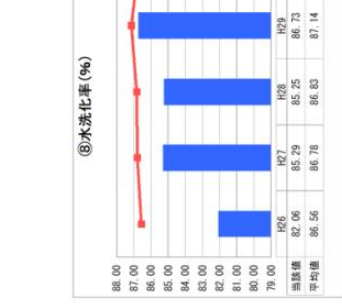
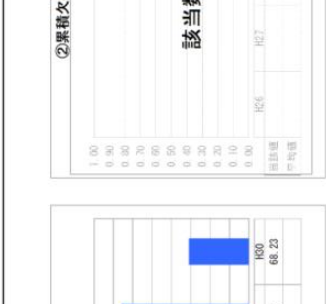
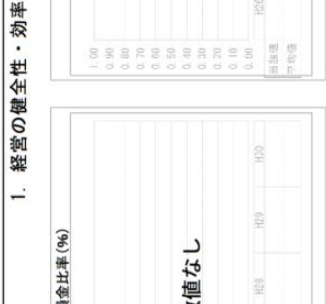
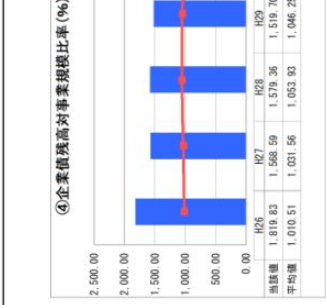
1. 経営の健全性・効率性について
 本市の下水道普及率は、平成30年度末で48.8%と50%を下さない状況であり、普及率の向上に向けての努力と経営の効率化、健全化が当面の課題である。
 収益的収支比率は前年より減少しているが、これは公営企業会計への移行のため、年度末使用料未収金が発生したためである。今後、年度末使用料未収金を減少させるため、今後の経営改善に向けて取り組みを行う必要がある。類似団体の企業債積立率と比較すると、これは高水準である。平均と比較するとかなり高い。これは、高水準のため、企業債発行は行っていない。類似団体の発行額と比較すると、この程度は低水準であり、類似団体の発行額が類似団体より低いため、高水準である。今後、適正な取組を促進するため、発行額を向上を図り、有収率を増加させる必要がある。
 汚水処理原価は、類似団体と比較すると高い傾向にあり、効率的な汚水処理が実施されていないことである。効率的な汚水処理と維持管理経費の削減、加入率の向上を図り、有収率を増加させる必要がある。
 水洗化率は前年より増加し、類似団体平均値を上回った。水洗化率は使用料収入に直結することから、継続した普及と効率的な整備を図っていく必要がある。

2. 老朽化の状況について

本市の下水道事業は、供用開始から30年が経過しており、下水道施設や管渠の耐用年数はおおよそ50年であるため、耐用年数を経過した施設や管渠は存在していない。
 しかし、ポンプ施設において老朽化による修繕が必要とされ、耐用年数に近づいてきた。今後の老朽化に向けて、これまでに準備してきた多くの施設、管渠の保守、点検、補修などが必要となることを見込んで、財源の確保や経営への影響を考慮していく必要がある。

全体総括

環境意識の向上や少子高齢化による安全で暮らしやすい社会への意向により、下水道に対する期待が高まっている。限られた財源のなかで、市民の理解を得ながら事業を進めるためには、事業の目標や効果、優先度を具体的に示していく必要がある。本市の普及率は未だ50%に達しないのが現状であり、整備を進めていかねばならないのが現状である。
 今後は、本市が28年度に策定したアクションプランに基づいて整備を進めていく。経営や資産の状況とメンテナンスの向上（適正な水道使用料と財政マスタメントの向上）の進捗状況の把握と、水道事業の適正運営に向けた検討に取り組み、下水道事業の適正運営に向けて経営改善を図っていく必要がある。

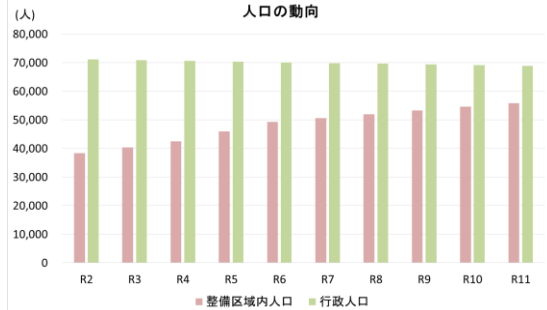


※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

2. 将来の事業環境

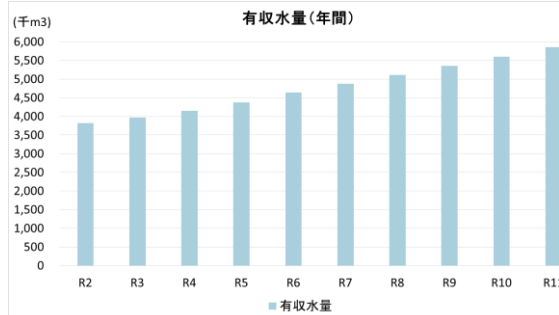
(1) 処理区域内人口の予測

行政人口はH25年をピークに徐々に減少傾向にあるが、処理区域内人口は、全体計画期間内であるR17年まで処理区域内の整備を継続的に行う予定であるため増加する予測である。なお、R11年で行政人口は約69,000人、整備区域内人口は約55,800人と想定している。



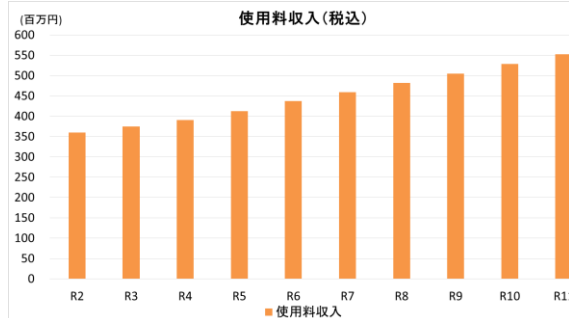
(2) 有収水量の予測

有収水量は処理区域内人口の増加に伴い、全体計画期間内までは増加する予測である。R11年で約5,800千 m^3 /年間と想定している。



(3) 使用料収入の見通し

使用料収入も処理区域内人口及び有収水量の増加に伴い、全体計画期間内までは増加する予測である。R11年で約5.5億円となる見込みである。



(4) 施設の見通し

南アルプス市は平成30年度時点で約315kmの下水道管渠が埋設されている。また、新規整備も継続的に行う予定のため管渠総延長は増加する予測である。管渠整備は昭和61年から行っているため、布設年度が30年を経過する管渠は現時点では少ないが、今後増加の見通しである。また、平成21年度より継続的に行われている下水道総合地震対策整備計画において、H30年度の再検討の結果、重要な幹線等の管路は57.03kmであり、汚水管渠の耐震診断、管渠継手対策、管渠及びマンホールの浮上防止等耐震化を令和5年度までに行う見通しである。

(5) 組織の見通し

'令和2年度に企業局内で検討を行い、下水道課の組織見直しを行う予定である。なお、施行は令和3年4月を予定している。

3. 経営の基本方針

南アルプス市の汚水処理整備計画は、流域下水道整備総合計画である「釜無川流域下水道計画」及び「富士川流域別下水道整備総合計画」に基づき整備を行う。加えて、県生活排水処理施設整備構想である、「山梨県生活排水処理施設整備構想2017」とも整合を図り、「地域のニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、各種生活排水処理施設の整備が概ね完了すること」を目指す。

(1) 新規整備

未整備地域の整備を引き続き行い、未普及区域の解消及び水洗化率の向上を図る。

(2) 計画的な老朽化対策

本市では昭和61年度から公共下水道管渠整備を行っており、今後、老朽化対策として、ストックマネジメント計画の策定、速やかな対策の実施等が必要とされる。なお、管渠の劣化は布設状況により異なるため、適切な計画を策定する必要がある。

(3) 耐震化計画

平成21年度に「南アルプス市下水道総合地震対策整備計画」を策定しており、平成26、30年度には見直しを行い、耐震化事業を進めている。平成30年度の見直しに伴い、令和5年度までに、さらに耐震化診断、マンホール浮上防止対策、マンホールトレイシステムの設置を実施する。

(3) 下水道施設の経営の安定

公共下水道事業を持続的かつ安定的に経営していくために、収入・支出の両面から経営健全化に取り組む。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	
	(1) 下水道計画区域内整備 (2) スtockマネジメント計画による老朽化対策 (3) 下水道総合地震対策による耐震化

(1) 下水道計画区域内整備

1) 汚水

→R2年度～R11年度までの計画事業費：約159億円

2) 雨水

→R2年度～11年度までの計画事業費：約6億円

(2) スtockマネジメント計画による老朽化対策

→約44百万円(R3年、設計費のみ)

(3) 下水道総合地震対策による耐震化

→R2年度～R5年度までの計画事業費：約1.7億円

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	
	(1) 下水道事業計画区域内の整備の促進及び集合処理区域の公共下水道への接続 (2) 工業団地への管渠の整備 (3) 将来的な使用料改定

(ア) 投資財源

ア) 下水道使用料

現使用料体系を継続した場合、本市の経費回収率はR2年で約32%、徐々に向上するもののR11年度でも約41%と非常に低い状況となる。今後は経営健全化の取り組みとして、下水道使用料に関する具体的な検討に取り組むものとする。

イ) 一般会計繰入金

一般会計繰入金は、繰出基準に基づく公費負担分や使用料収入で賄えない汚水処理費への補てん等に充てるため、令和2年度には、約11.4億円が繰り入れられている予測である。ただし、使用料改定に伴い年々減少し、R11年には9.1億円となる見通しである。

ウ) 建設財源

建設財源となる国庫補助金や地方債においては、建設改良費の内容に応じて、現行の国の制度により算定される額を計上している。

R2年度～R11年度の財源：国庫補助金：約40億円 地方債：約113億円

また、工業団地の接続により、受益者負担金の収入も見込まれる。

(イ) 財源確保の取り組み

ア) 工業団地への管渠整備による受益者負担金の確保

イ) 広報・イベント・訪問等による水洗化促進による収入向上

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

(1) 投資以外の経費

1) 維持管理費

R2年度で3.5億円、徐々に増加し、R11年で5.1億円の見通しである。

R2年～R11年までの計画維持管理費：約43億円

イ) 公債費

公債費はR3年度をピークに今後減少し、R11年度には約9億円となる見通しである。

R2年～R11年までの計画起債償還費：約102億円

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	最適化:平成27年度策定の「南アルプス市汚水処理施設整備構想」に基づき、最適な手法により積極的な採用を行う。 ①白根南原団地の公共下水道への接続 ②工業団地への管渠整備 等
投資の平準化に関する事項	令和4年度に計画策定を開始するストックマネジメント計画において、中期的な改築計画を策定し、事業の平準化を検討していく。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	国の動向や他都市の状況を注視し、必要に応じて検討を進める。
その他の取組	上記以外の今後の投資に関する取組について、今のところ予定しないが、国の動向や他都市の状況を注視し、必要に応じて検討を進める。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	下水道事業の経営健全化のため、今後使用料改定についての具体的な検討に着手する。
資産活用による収入増加の取組について	国や他自治体等の動向を踏まえ、検討を視野に入れる。
その他の取組	上記以外の今後の投資に関する取組について、今のところ予定しないが、国の動向や他都市の状況を注視し、必要に応じて検討を進める。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	国の動向や他都市の状況を注視し、必要に応じて検討を進める。
職員給与費に関する事項	組織形態や職員数と業務量との整合性を図り、人件費の適正化に取り組む。
動力費に関する事項	設備機器の更新においては、新型機器や省エネ型機器の導入等を行い、環境負荷及びコスト削減に配慮する。
修繕費に関する事項	令和4年度より計画策定を開始するストックマネジメント計画に基づき、ライフサイクルコストの削減を踏まえた検討を行う。
委託費に関する事項	令和4年度より計画策定を開始するストックマネジメント計画に基づき、維持管理コストの削減を図りながら、より効率的な民間委託が今後の検討課題とする。
その他の取組	上記以外の今後の投資に関する取組について、今のところ予定しないが、国の動向や他都市の状況を注視し、必要に応じて検討を進める。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	PDCAサイクルにより、定期的に事業評価を行い、5年毎に計画見直しを行いながら、より効率的・効果的な事業実施を行う。また、計画と大きな乖離が生じる場合は、その原因を分析し、次項に示す経営戦略の見直しに反映させる。
---------------------	--

投資・財政計画
(収支計画)

区 分	年 度	(単位:千円, %)										備 考	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
収 益	1. 営 業 収 益 (A)	315,805	340,466	357,005	377,952	402,370	423,769	444,127	464,953	486,246	508,007	-	
	(1) 料 金 収 入 (A)	314,403	340,466	355,466	374,874	397,743	417,619	437,977	458,818	480,139	501,943	使用料収入	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)												
	(3) そ の 他 (B)	1,402	0	1,539	3,078	4,627	6,150	6,150	6,135	6,107	6,064	雨水処理費控除	
収 益 的 収 入	2. 営 業 外 収 入 (C)	597,992	542,183	544,611	548,781	566,905	575,694	576,286	591,691	581,963	585,078	-	
	(1) 補 助 金 (C)	287,156	254,217	245,361	237,365	239,156	242,104	233,750	240,128	223,082	218,816	-	
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入 (C)	276,819	283,095	294,379	306,545	322,878	328,719	337,675	346,692	354,010	361,391	長期前受金戻入	
	(3) そ の 他 (C)	34,017	4,871	4,871	4,871	4,871	4,871	4,871	4,871	4,871	4,871	芦安農業集落排水事業事務費	
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用 (D)	1,170,847	1,109,487	1,152,920	1,201,199	1,268,978	1,297,957	1,329,600	1,366,714	1,403,944	1,441,717	-	
	(1) 職 員 基 礎 給 付 費 (D)	53,462	35,614	35,614	35,614	35,614	35,614	35,614	35,614	35,614	35,614	維持管理費・職員給与費	
	(2) 経 費 (D)	27,994											
	(3) 減 価 償 却 費 (D)	339,905	294,524	306,414	322,101	340,337	355,501	371,020	386,895	403,123	419,707	維持管理費・動力費	
	(4) 支 払 利 息 (D)	103,420	213,947	205,091	197,095	198,886	201,834	193,480	199,858	182,812	178,546	維持管理費・材料費	
	(5) そ の 他 (D)	1,512,141	1,323,434	1,358,011	1,398,294	1,467,864	1,499,791	1,523,080	1,566,756	1,586,756	1,620,263	-	
支 出	2. 営 業 外 支 出 (E)	598,344	440,785	456,395	471,561	498,589	500,328	502,657	509,928	518,547	527,178	-	
	(1) 支 払 利 息 (E)											-	
	(2) 経 費 (E)											-	
	(3) 減 価 償 却 費 (E)											-	
	(4) 支 払 利 息 (E)											-	
	(5) そ の 他 (E)											-	
経 常 損 益	(F)	455	455	455	455	455	455	455	455	455	455	-	
特 別 損 益	(G)											-	
特 別 損 失	(H)											-	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	(I)	598,799	440,785	456,395	471,561	498,589	500,328	502,657	509,928	518,547	527,178	-	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 繰 越 損 失 (I)	(J)											-	
流 入	(K)											-	
流 出	(L)											-	
累 積 欠 損 金 比 率 ((A)-(B) / (M) × 100)	(M)											-	
地方財政法施行令第15条第1項により算定した額	(N)											-	
営業収益一受託工事収益 (A)-(B)	(O)	315,805	340,466	357,005	377,952	402,370	423,769	444,127	464,953	486,246	508,007	-	
地方財政法による (L)/(M) × 100	(P)											-	
健全化法施行令第16条により算定した額	(Q)											-	
健全化法施行令第6条に規定する額	(R)											-	
健全化法施行令第17条により算定した額	(S)											-	
健全化法第22条により算定した額	(T)											-	

※ 事務省が位置付ける様式に基づき、「投資・財政計画」を策定しております。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
1. 企業費平準化債	750,100	1,264,500	1,259,800	2,042,600	1,958,100	679,119	777,119	875,119	875,119	875,119	起債
うち資本費平準化債											
2. 他会計出資金											
3. 他会計補助金	881,792	884,089	885,204	831,148	841,650	884,457	774,697	745,460	675,222	677,847	資本的収入、一般会計繰入金
4. 他会計負担金											
5. 他会計借入金											
6. 国(都道府県)補助金	444,000	474,000	495,300	729,000	707,500	283,700	283,700	283,700	283,700	283,700	国庫補助金
7. 固定資産売却代金											
8. 工事負担金	56,628	123,000	136,000	176,000	207,000	190,000	141,000	92,000	92,000	92,000	受益者負担金、基金繰入金
9. その他	2,132,520	2,745,589	2,776,304	3,778,748	3,714,250	2,017,276	1,976,516	1,996,279	1,926,041	1,928,666	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額											
(B)											
(C)	2,132,520	2,745,589	2,776,304	3,778,748	3,714,250	2,017,276	1,976,516	1,996,279	1,926,041	1,928,666	
(D)	1,284,147	1,907,500	1,950,100	2,992,500	2,948,500	1,282,419	1,282,419	1,282,419	1,282,419	1,282,419	建設改良費(総事業費)
(E)	30,335	36,500	36,500	36,500	36,500	36,500	36,500	36,500	36,500	36,500	建設改良費(職員人件費)
(F)	868,374	892,031	884,814	850,050	835,730	811,274	775,561	800,491	735,545	743,582	起債償還費・元金
3. 他会計長期借入返還金											
4. 他会計への支出金											
5. その他	3										基金積立金
計	2,132,524	2,799,531	2,834,914	3,842,550	3,784,230	2,093,693	2,057,980	2,082,910	2,017,964	2,026,001	
(D)-(C)	4	53,942	58,610	63,802	69,980	76,417	81,464	86,631	91,923	97,335	
(E)	491,961	490,693	510,687	530,713	563,498	571,225	578,143	590,111	603,538	617,085	減価償却費・長期前受金戻入
1. 損益勘定留保資金											
2. 利益剰余金処分額											
3. 繰越工事資金	3,786	4,034	4,318	4,650	5,071	5,520	5,978	6,448	6,932	7,428	補填財源(消費税調整額)
4. その他	495,747	494,727	515,005	535,363	568,569	576,745	584,121	596,559	610,470	624,513	
(F)	△ 495,743	△ 440,785	△ 456,395	△ 471,561	△ 498,589	△ 500,328	△ 502,657	△ 509,928	△ 518,547	△ 527,178	
(E)-(F)											
他会計借入金残高	13,518,169	14,008,912	14,011,429	14,828,993	14,758,813	13,504,288	13,638,001	13,711,071	13,776,017	13,767,980	
企業債											

(単位:千円)

○他会計繰入金

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
収益的収支分	292,027	259,088	251,771	245,314	248,654	253,125	244,771	251,134	234,060	229,751	
うち基準内繰入金	228,306	214,607	206,706	199,665	202,417	206,310	197,956	204,334	187,288	183,022	収益的収支・基準内繰入金
うち基準外繰入金	63,721	44,481	45,065	45,649	46,237	46,815	46,815	46,800	46,772	46,729	収益的収支・基準外繰入金
資本的収支分	881,792	884,089	885,204	831,148	841,650	884,457	774,697	745,460	675,222	677,847	
うち基準内繰入金	102,314	105,090	104,243	100,164	98,483	95,614	91,423	94,343	86,728	87,671	資本的収支・基準内繰入金
うち基準外繰入金	779,478	778,999	780,961	730,984	743,167	788,843	683,274	651,111	588,494	590,176	資本的収支・基準外繰入金
計	1,173,819	1,143,177	1,136,975	1,076,462	1,090,304	1,117,582	1,019,468	996,594	909,282	907,588	

参考資料（補足資料）

下水道使用料対象経費の範囲について

使用料の対象経費は、下図に示すとおり収益的支出に係る維持管理費や資本費など汚水処理に係る経費のうち、公費負担(基準内繰入金)分を除く費用とされています。公費負担とされている項目には、「適正な使用料」(現在は、使用料単価 150 円/㎡)を徴収しても回収が困難な資本費が挙げられており、これに基づき、南アルプス市の公共下水道事業でも、使用料対象経費の目標は 150 円/㎡となります。

なお、資本的支出については、本来は使用料対象経費には該当しませんが、現金収入が不足する場合には、使用料収入や一般会計繰入金(基準外繰入金)で賄うことを必要とします。

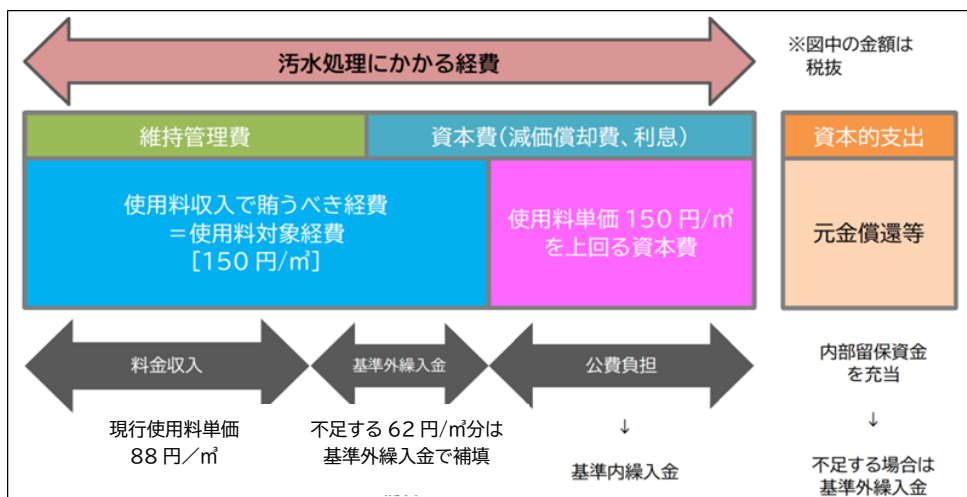


図 汚水処理に係る経費のイメージ

使用料対象経費の基準となる使用料単価について

使用料対象経費の基準となる「適正な使用料」については、国から以下のような基準が示されています。

- 現在の使用料単価では汚水処理原価を回収できない事業にあっては、**まずは使用料単価を 150 円/㎡に引き上げること** 出典:下水道事業における使用料の適正化 (2005 年 1 月・全国財政課長等会議資料)
- 下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、**最低限行うべき経営努力として、使用料徴収 月 3,000 円/20 ㎡を前提とする** 出典:公営企業の経営に当たっての留意事項について (2014 年 8 月・総務省通知)

下水道使用料で賄うべき使用料単価は 150 円/㎡ !
国の基準と比べても、南アルプス市の使用料単価はとっても安価!!



参考資料（用語解説）

【ア】

いっばんかいけいくりいれきん 一般会計繰入金

建設、維持管理等の下水道事業に対して、市の一般会計から繰り入れられる資金のこと。

おすいしより 汚水処理費

下水道の管理に要する経費のうち、汚水処理に係る維持管理費及び資本費（企業債利息、減価償却費等）の合計

おすいしよりげんか 汚水処理原価

汚水処理費（公費負担を除く）[円] ÷ 年間有収水量[m³]
有収水量 1 m³当りの汚水処理費のこと。単位は[円/m³]。

【カ】

かいちく 改築

老朽化した管路施設、ポンプ場施設および処理場施設等について、全部または一部の再建設あるいは取り替えを行うこと。

かまなしがわじょうか せん た ー 釜無川浄化センター

山梨県の西部に位置し、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、中央市、昭和町、市川三郷町、富士川町の7市町の汚水を一括処理する終末処理場。

かまなしがわりゅういき げ すいどう 釜無川流域下水道

釜無川流域における公共水域の水質汚濁防止と豊かな自然に囲まれた快適な生活環境の確保を目的として、釜無川沿岸の4市3町の合計7市町で、市町村の枠を越え、広域的かつ効率的な下水の排除、処理を目的としたもの。

※流域下水道とは、幹線管きよと終末水再生センターの基幹施設からなり、都道府県が設置、管理する。

かんきよ 管渠

下水を収集し、排除するための施設で、汚水管きよ、雨水管きよの総称。また、その設置方法により暗きよ（地下に埋められた管きよ）と開きよ（地上部から見える水路等）に区分される。

企業債

地方公共団体が、地方公営企業の建設改良費等の財源に充てるために起こす地方債のこと。下水道施設は将来にわたり長期間使用するため、世代間の公平性を図る観点から、施設整備の財源として活用している。

企業債元金償還

企業債の発行後に、返済期限までに返済していく必要のある費用のこと。

企業債利息

企業債の借入に伴う支払利息のこと。

経費回収率

下水道使用料 ÷ 汚水処理費(公費負担を除く) × 100

下水道使用料で回収すべき経費を、どの程度下水道使用料で賄えているかを表した割合。単位は[%]。

下水道使用料単価

下水道使用収入を算定する時に用いる単価。一般に、使用料収入を有収水量で割って算定を行う。

下水道普及率

下水道を利用できる地域の人口を、行政人口で除した値。南アルプス市の生活排水処理施設構想では、令和7年度及び令和17年度における下水道普及率を目標値として設定しており、これを目標に下水道による汚水処理区域の拡大を行っている。

減価償却費

建物や設備等を購入した場合、その購入価額をいったん資産として計上した後、当該金額を資産の耐用年数にわたって定期的に費用として配分される金額。

建設改良費

公営企業の固定資産の新規取得又は増改築等に要する経費。

広域化・共同化・最適化

下水道事業の効率的な運営を目標に、複数の市町村等による処理区の統合、下水汚泥の共同処理、維持管理業務の共同化、ICT活用による集中管理等の取組みのこと。

こうさいひ 公債費

地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費。

こみぶら コミプラ

コミュニティ・プラントの略称。廃棄物処理法に基づき地方公共団体が設置する、し尿処理施設(集合処理)のこと。

【サ】

しほんてきしゅうにゆう ししゅつ 資本的収入・支出

下水道を整備するために必要となる収入と支出。

しゅうえきてきしゅうにゆう ししゅつ 収益的収入・支出

下水を処理するために必要となる収入と支出。

しよりくいきないめんせき 処理区域内面積

管きよ等の下水道施設の整備が完了し、下水道を利用可能となった区域の面積のこと。

しよりくいきないじんこう 処理区域内人口

管きよ等の下水道施設の整備が完了し、下水道を利用可能となった区域内の人口のこと。

しよりすいりょう 処理水量

下水処理場で処理した全汚水量のこと。

すいせんかじんこう 水洗化人口

処理区域内人口のうち、実際に下水道に接続している人口。

すいせんかりつ 水洗化率

処理区域内人口のうち、実際に下水道に接続している人口の割合のこと。

ストックマネジメント^{けいかく}計画

下水道施設全体を一体的に捉え、計画的な点検・調査及び修繕・改築を行うことにより持続的な下水道機能の確保をライフサイクルコストの低減を図ること等を目的とした計画のこと。

国土交通省では、平成 28 年度より「下水道ストックマネジメント支援制度」を導入している。

【夕】

耐震化^{たいしんか}

地震が発生した時においても、下水道としての機能を損なわない、もしくは早期の復旧が可能となるように、下水道施設を補強または作りかえること。

本市では、液状化による対策として「マンホール浮上対策」を計画している。

長期前受金戻入^{ちようきまえうけきんれいにゆう}

減価償却費のうち、対象資産に補助金、負担金等が充当されている分の金額を、収入として計上するもの。

坪川^{つぼかわ}

山梨県南アルプス市と南巨摩郡富士川町を流れる富士川水系の一級河川。

【ハ】

PFI^{ぴーえふあい}

プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略称。公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方のこと。

PPP^{ぴーぴーぴー}

パブリック・プライベート・パートナーシップの略称。官民連携ともいう。民間活力導入のうち、官民が連携して公共サービスの提供を行うスキームのことであり、PFI もそのひとつである。

【マ】

マンホールトイレ

災害時において、避難所のマンホールの上に簡易な便座やパネルを設け、トイレ設備として使用するもの。災害用トイレ、災害トイレ、防災トイレ等と称する場合もある。

マンホール^{ふじょう}浮上

大地震等に伴う地盤の液状化が要因で起こる、マンホールの路面への突出現象のこと。

^{みんかんかつりょく}民間活力

民間事業者等の活動全般・活動する力(潜在能力を含む)のこと。「民間活力の導入」とは、市の行政サービスにおいて、「完全民営化、協働事業・助成事業、官民連携事業」の手法により、民間事業者等の力を活用するものであり、PPP もその一つである。

【ヤ】

^{ゆうしゅうすいりょう}有収水量

下水道使用料の徴収の対象となる水量のこと。

^{ゆうしゅうりつ}有収率

年間有収水量 ÷ 年間汚水処理水量 × 100

処理した汚水のうち、使用料徴収の対象となる有収水量の占める割合。単位は[%]。

【う】

^{りゅういきげすいどういじかんりふたんきん}流域下水道維持管理負担金

流域下水道の管路施設、ポンプ場施設及び処理場施設等の維持管理に要する経費を、関連する自治体が負担する費用のこと。

^{りゅういきげすいどうけんせつふたんきん}流域下水道建設負担金

流域下水道の管路施設、ポンプ場施設および処理場施設等の建設費の一部を、関連する自治体が負担する費用のこと。



南アルプス市下水道事業経営戦略

南アルプス市 企業局